# 掛川市

# 野立て太陽光発電設備ガイドライン

令和元年9月

# 目 次

1	背景	1
2	目的	1
3	国土利用計画五地域区分への設置の考え方	2
4	ガイドラインの対象設備・区域等	2
	(1) 対象設備	2
	(2) 設置することが適当でない区域	3
5	配慮すべき事項	3
	(1) 生活環境への配慮	3
	ア 反射・騒音等周辺環境対策	3
	イ 敷地や設備の安全性の確保及び維持管理	3
	ウ 自然環境への配慮対策	4
	(2) 防災・安全への配慮	4
	ア 雨水対策	4
	イ 盛土・切土面の保護	4
	ウ 災害発生時の対応	4
	(3) 景観への配慮	4
	ア フェンス植栽等による対策	4
	イ 太陽光パネルの色彩等の対策	4
	ウ 山並みや眺望等への対策	4
6	地域住民等との調整	4
7	届出について	4
	(1) 届出を必要とするもの (規制区域を問わず)	4
	(2) 事業着手前	5
	(3) 事業開始	5
	(4) 事業終了後の対応	5
	(5) 撤去・処分費の積立	5
Q	木ガイドラインの適田次期	5

# 様 式

様式第1号(6関係)	「住民説明会等実施報告書」
様式第2号(7関係)	「太陽光発電設備に係る事業概要書」
様式第3号(7関係)	「事業内容変更届出書」
様式第4号(7関係)	「運転開始届」
様式第5号(7関係)	「稼動状況報告書」
様式第6号(7関係)	「太陽光発電事業終了届」
様式第7号(7関係)	「太陽光発電設備撤去完了届」
様式第8号(7関係)	「処分費等積立状況報告書」

# 掛川市野立て太陽光発電設備ガイドライン

#### 1 背景

掛川市は「環境日本一」という目標を掲げ、第3期掛川市地球温暖化対策実行計画(区域施 策編)」において、温室効果ガス削減の取り組みとして「太陽光発電や風力発電などの再生可能 エネルギーを積極的に普及・推進する」ことを定めている。

一方、固定価格買取制度や資機材価格の低下などにより、建築基準法や都市計画法等の法令の適用を受けない小・中規模の野立て太陽光発電が著しく増加している。この中には、地域住民の理解を得ずに設置されたものや、規制逃れの分割案件、転売目的による不適正な工法により周辺環境に弊害を及ぼしている設備もある。

## 【弊害の例】

- ・景観の阻害
- ・太陽光パネルの反射光
- ・パワーコンディショナー等の付帯設備からの騒音
- ・不十分な排水対策による太陽光発電設備敷地以外へ雨水の大量流出
- ・土地形質変更に伴う防災機能低下
- ・設計計画の周辺住民への説明不足によるトラブル
- ・発電出力を意図的に 50kW 未満に抑制し認定の取得をする「分割案件」

## 2 目的

再生可能エネルギーを推進する上で、周辺環境に影響を及ぼすような社会通念を逸脱した事業を規制し、適正な土地利用のもと、法令の遵守と地域住民の理解を得て事業実施するよう誘導することが重要である。

掛川市生涯学習まちづくり土地条例(平成17年掛川市条例第128号)第2条では、基本原則として「市に所在する土地は、地域社会の共通の必要性並びに地域の自然的、社会的、経済的及び文化的環境(水質、景観等を含む。)を考慮し適正に利用されなければならない」と定められており、公共財として適正利用を図ることを示している。

さらに、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づき静岡県が作成した土地利用基本計画では、土地利用の基本方向及び土地利用の原則として「五地域の区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)」が定められている。

このような観点から、本ガイドラインは現行の規制や制度を補完するものとして、市や地域 住民の理解を得た上で、市民、地域、事業者にとって有益かつ、周囲の環境との調和を図り、良 好で適正な事業の実施を促すことを目的とし作成、運用するものである。

## 3 国土利用計画五地域区分への設置の考え方

## 【A 都市地域】

都市地域の内、掛川市立地適正化計画における居住誘導区域内は禁止とする。その他、用途地域内においては、低・未利用地であっても、周辺住民の生活環境に混乱を与えることなく、望ましい施設として理解を得られなければ、基本的に設置を推奨しない。また、用途白地地域においては周辺環境若しくは阻害される恐れがある設置について推奨しない。

## 【B 農業地域】

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業振興を図る必要がある地域(農業振興 地域に相当)であり、営農型を除く売電目的等の単独設置は、農業の振興及び更なる良好な 営農を促す設置を除き推奨しない。

## 【C 森林地域】

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域(国有林、地域森林計画対象民有林に相当)であるため、この機能を損なう恐れのある間伐等を伴う設置は、林業の振興に期する設備を除き推奨しない。

## 【D 自然公園地域】

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域(国立公園、国定公園、県立自然公園に相当)であり、周辺の風致又は環境と著しく不調和となることが予想されるため、この公園にとって有益性のある施設でなければ推奨しない。

## 【E 自然保全地域】

良好な自然環境を形成しており、その自然環境の保全を図る必要がある地域(原生自然環境保全区域、自然環境保全区域、県条例の自然環境保全区域に相当)であることから、生物 多様性の存続が図られず、生態系の破壊若しくは乱す恐れがあるため推奨しない。

#### 4 ガイドラインの対象設備・区域等

#### (1) 対象設備

市内において設置する出力※50kW (これに相当するものも含む)以上または敷地面積 500 ㎡以上の事業用太陽光発電設備(建築物へ設置するものを除く)を対象とする。また分割案件(例:実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を分割して設置し、合算した出力が 50kW 以上又はこれに相当する場合)も対象とする。

※出力:太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか大きい方の値とする。

## (2) 設置することが適当でない区域

次に掲げる区域は、法令により発電設備の設置が規制されている場合がある。法令による 規制が無い場合であっても、災害防止、自然環境や生活環境の保全、景観、歴史的風致の維 持向上などの観点から、発電設備の設置を規制する。

#### 【A 都市地域】

·低層住宅地、商業地(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、近隣商業地域、商業地域)、地区計画区域内、景観形成重点地域

## 【B 農業地域】

・農業振興地域の農用地区域及び優良農地(営農型を除く)

## 【C 森林地域】

- 保安林
- ・掛川市森林整備計画に定める、水源地域(ダム等)の周辺に位置する森林及び山地災害 の発生によって人命、人家等施設への被害のおそれがある森林

### 【D 自然公園地域】

・御前崎遠州灘県立自然公園の特別地域

## 【E 自然保全地域】

· 掛川市自然環境保全条例該当区域

## 【F その他区域・箇所】

- ・急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、土砂 災害警戒区域、傾斜30度以上の急傾斜地
- ・指定文化財が所在する場所及びその周辺
- ・掛川市景観計画に定める景観形成重点地区及び眺望点からの眺望景観を展望する場合に 著しい妨げとなる区域及び筒所
- ・リゾート施設、レクリエーション施設及びゴルフ場等の跡地で、設置後の色彩並びに形 態がその周辺の環境、風致又は景観と著しく不調和となることが予想される箇所
- ・医療・保健・福祉・教育施設へ反射及び騒音等の障害が予想される箇所

#### 5 配慮すべき事項

#### (1) 生活環境への配慮

ア 反射・騒音等周辺環境対策

近隣に家屋等がある場合、太陽光モジュールの反射光、設備の破損、騒音等による悪影響が生じないよう配慮すること。

イ 敷地や設備の安全性の確保及び維持管理

設置後の定期的な除草や清掃、設備の維持管理や点検の徹底を図り、フェンス・植栽等により進入による事故防止等、生活環境の保全や安全確保に努めるとともに、定期的に維持管理報告書を作成し、必要に応じて求められた場合は速やかに提出すること。

# ウ 自然環境への配慮対策

動植物について重要種・希少種等が確認される場合には、その生育群における設置の回避や必要に応じた移植に努めること。

日常生活等における日射、風況及び景観等について、太陽光発電設備の設置の影響が考えられる場合は、当該関係者に十分な説明を行い、理解を得ること。

#### (2) 防災・安全への配慮

#### ア 雨水対策

敷地全体の雨水排水処理計画(雨水排水計算書、雨水排水処理設備の構造・位置・規模がわかる平面図・構造図)を作成し提出すること。また、降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策(排水路改修、調整池等の設置)を講ずること。

## イ 盛土・切土面の保護

擁壁、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

## ウ 災害発生時の対応

落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地確認を行い、機器等に異常が発生した場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに市又は地元役員等に連絡すること。

#### (3) 景観への配慮

豊かな自然や歴史文化遺産などは貴重な財産であるため、太陽光発電設備の設置にあたっては、地元関係者の意向を十分に尊重すること。

#### ア フェンス 植栽等による対策

景観への配慮が必要な地域に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンスや植栽等で対策を講ずること。

# イ 太陽光パネルの色彩等の対策

周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。

## ウ 山並みや眺望等への対策

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。

#### 6 地域住民等との調整

地域住民と事業者が互いに理解を深め、安心して事業が実施できるよう、事前に地域への丁寧な説明と話し合いが大切である。設置しようとするときは、住民説明(説明会、個別説明)を 行い地域住民との調和を図り、「住民説明会等実施報告書(様式第1号)」を市に提出すること。

また、事業開始後に問題が生じた場合は、事業者及び土地所有者は適切な対策を講じ、速やかに問題解決を図ること。

## 7 届出について

(1) 届出を必要とするもの (規制区域を問わず)

市内において設置する出力\*50kW(これらに相当するもの含む)以上または敷地面積 500 ㎡

以上の事業用太陽光発電設備(建築物へ設置するものを除く)を対象とする。また分割案件 (例:実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる場 所で、複数の太陽光発電設備を分割して設置し、合算した出力が 50kW 以上又はこれに相当す る場合)も対象とする。

※出力:太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか大きい方の値とする。

#### (2) 事業着手前

太陽光発電事業者は事前協議を行い、太陽光発電事業に係る法令の許認可等の申請又は届け出の前までに、「太陽光発電設備の設置に係る事業概要書(様式第2号)」により市との協議を行うこと。提出後に記載内容に変更が生じた場合は「事業内容変更届出書(様式第3号)」を提出すること。また、事業が中止となった場合には、その旨を速やかに連絡すること。

## (3) 事業開始

運転を開始しようとする30日前までに「運転開始届(様式第4号)」を提出すること。 また、運転開始後、毎年度末時点における稼動状況について「稼動状況報告書(様式第5号)」を提出すること。

## (4) 事業終了後の対応

事業者は、当該太陽光発電事業を終了したときは、終了後30日以内に「太陽光発電事業終 了届(様式第6号)」を提出すること。

また、発電設備の撤去・廃棄については事業計画段階から検討し、事業計画に位置付け、 廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイ ドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適切な撤去及び廃棄を行うとともに「太 陽光発電設備撤去完了届(様式第7号)」を提出すること。

## (5) 撤去・処分費用の積立

事業終了後に発電設備の適切な撤去及び処分を行うため、事業の開始時期と終了時期、 想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。また毎年度末時点 の積立状況を「処分費等積立状況報告書(様式第8号)」により報告すること。

#### 8 本ガイドラインの適用時期

本ガイドラインは、原則として、令和元年9月1日以降に適用する。ただし、本ガイドライン適用以前に、太陽光発電事業を実施しているものも指導の対象とする。

# 住民説明会等実施報告書

年 月 日

掛川市長様

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、住民説明会等実施結果報告書を提出します。

記

発	電	所	名	称	
設	置		場	所	掛川市
実	施		日	時	
実	施		場	所	
	説	明	者		
	参	加	者		

# 添付書類

参加者からの主な意見及び意見に対する対応・方針に関する資料

## 太陽光発電設備の設置に係る事業概要書

年 月 日

掛川市長様

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、事業概要書を提出します。

記

発 電	所 名	称				
設 置	場	所	掛川市			
設置に係	る敷地面和	漬	平方メー	トル		
定格発電	出力(※2)	)	キロワッ	٢		
工事着	エ の 時	期	年	月	日	設備認定の状況 有 無
稼 働 開	始の時	期	年	月	日	稼働予定
住民説明	の実施	田	年	月	日	(確定していない場合は予定日)
	商号又は名詞	称				
<b>双垂声</b>	所在地 発電事業者 代表者					
光电争未有						
担当者(連絡先)						
特記事項						

- ※1 設置する連絡先標識は、静岡県屋外広告物条例及び同施行規則の基準によること。
- ※2 「定格発電出力」は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか大きい方の定格発電出力を小数1桁(小数点第2位切捨て)まで記載。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか大きい方の値を記載してください。

## 添付書類

- 1 計画の位置図 2 計画の縦横断図 3 雨水排水処理計画(案) 4 現況写真
- 5 メンテナンス計画 6 周辺管理保全計画 7 その他市長が必要と認めたもの

# 事業内容変更届出書

年 月 日

掛川市長様

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、事業内容変更届を堤出します。

記

発	電	所	名	称	
設	置		場	所	掛川市

# (変更内容)

項目	変更前	変更後

※ 変更内容が分かる資料を添付すること。

# 運転開始届

年 月 日

掛川市長様

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、運転開始届を提出します。

記

発 電	所 名	称	
設 置	場	所	掛川市
設置に係	る敷地面	積	平方メートル
	商号又は名	名称	
発電事業者	所在地		
	代表者		
	担当者(連絡	先)	
発電設備概要※			
運転開始予定日			
特記事項			

<sup>※</sup>関連法令の検査済証(完了届)の写しを添付すること。

# 稼動状況報告書

年 月 日

掛川市長 様

(事業者) 所在地商号又は名称代表者 印

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、稼動状況報告書を提出します。

記

# 1 発電所概要

発電所名称	
設置場所 (所在地)	

- 2 報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 稼動状況(発電実績等)

	Ī	
月	発電量(kW)	特記事項
4月		
5月		
6 月		
7月		
8月		
9月		
10 月		
11 月		
12 月		
1月		
2月		
3月		
計		

# 太陽光発電事業終了届

年 月 日

掛川市長様

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、太陽光発電事業終了届を提出します。

記

発 1	電	所	名	称	
設	置		場	所	掛川市
設置し	こ係	る敷	地 面	積	平方メートル
		商	号又は名	名称	
発電事	张士	所有	所在地		
<b>光电</b> 争	未日	代表	代表者		
		担当	省者(連絡	先)	
発電設備概要※					
終了日					
特記事	項		_		
					·

# 太陽光発電設備撤去完了届

年 月 日

掛川市長様

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づく、太陽光発電設備撤去完了届を提出します。 記

発 "	電	所	名	称				
設	置		場	所	掛川市			
設置に係る敷地面積				積	平方メートル			
			号又は名	名称				
発電事	<del>张</del> 孝	所有	所在地					
光电争;	未日	代	代表者					
				担当者(連絡		当者(連絡	先)	
発電設備概要※								
撤去完了日								
特記事	項							

# 様式第8号(7関係)

# 処分費等積立状況報告書

年 月 日

掛川市長 様

(事業者) 所在地商号又は名称代表者 印

掛川市野立て太陽光発電設備ガイドラインに基づき、処分費等積立状況報告書を提出します。

記

## 1 発電所概要

72 <b>2</b> 71723 C				
発電所名称				
設置場所 (所在地)				

# 2 処分費用の積立状況

	円	令和 年3月31日現在	年3月31日現在	٦
(処分費用に対する積立率:	%)		午3月31日現住	口現仕